

霧島市ごみ減量化・資源化基本方針の具体的取組

～「今までどおり」じゃ、ごみは減らない。～

平成31年2月

霧 島 市

1 霧島市ごみ減量化・資源化基本方針の具体的取組の趣旨

霧島市では、ごみ処理施設の負荷の軽減、さらには本市一般廃棄物処理計画に定めるごみ量の目標を達成するため、平成29年5月に市民、事業者、行政それぞれがごみ減量や資源化の取組を進めるにあたっての基本的な方針「霧島市ごみ減量化・資源化基本方針」を策定しました。

さらに、基本方針に基づく目標を達成するための具体的な取組や施策を示した「霧島市ごみ減量化・資源化基本方針の具体的取組」を今回新たに策定しました。市民、事業者、行政がこの具体的取組を実行することで、より一層のごみ減量化・資源化を図っていくものです。

2 霧島市ごみ減量化・資源化基本方針の具体的取組

市民の取組

<1> もったいない運動の実践

- ①買い物はマイバッグを持参する。
- ②計画的な買い物をし、食べ物は残さないようにする。
- ③不要なもの・無駄なものをなるべく買わない。
- ④過剰包装を断る。
- ⑤水筒やマイ箸などを持ち歩く。
- ⑥使い捨て商品を買わない。
- ⑦詰め替え可能な商品を購入する。
- ⑧生ごみの水切りを徹底する。
- ⑨リターナブル（繰り返し使える）容器を使用した商品を購入する。
- ⑩ものが壊れてもできるだけ修理して長く使う。
- ⑪長時間使用可能なものを購入する。
- ⑫リサイクルショップやフリーマーケットを利用する。
- ⑬不要なものを他の人に譲る。
- ⑭資源物の分別を徹底する。
- ⑮エコマーク等が入った商品を購入する。

<2> 食品ロス対策への取組

(1) 30・10 運動の実践

(外食で「残さず食べる! 30・10 運動」)

- ①出席者の性別や年齢などを店に伝え、適量注文に心がける。
- ②酒宴の席では、開始から 30 分、終了前 10 分間は、席を立たずにしっかり食べる時間を設ける。
- ③料理がたくさん残っているテーブルから、少ないテーブルへ料理を分ける。
- ④幹事さんや司会者の方は、宴会中に「食べ残しのないように」の声かけをする。
- ⑤食中毒の危険のない料理を持ち帰り用として、折り詰めで注文するなど食べ残しがない注文の工夫をする。

(自宅で「残さず食べる! 30・10 運動」)

毎月 30 日は、冷蔵庫や食料棚の中の食品を消費する。

毎月 10 日は、野菜の茎や皮等を使ったエコクッキングをする。

- ①買い物をする前には必ず冷蔵庫を確認する。
- ②必要なものを必要な分だけ買い、買った食材は腐ってしまう前に食べきる。
- ③多めに買ったものは冷凍保存する。
- ④賞味期限の古い食材から使う。
- ⑤野菜や果物の皮は薄くむく。
- ⑥「消費期限」と「賞味期限」の意味を正しく理解する。

「消費期限」とは、袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで安全に食べられる期限のこと。

「賞味期限」とは、袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで品質が変わらずにおいしく食べられる期限のこと。

(2) フードドライブの活用

「フードドライブ」とは、家庭で賞味期限は切れていないが忘れられて保管されたままになっている「もったいない食品」や「余っている食品」を学校、地域、職場などが窓口となって回収し、それらをまとめてフードバンク団体に提供する活動のことです。各家庭で眠っている食品があれば、このフードドライブ活動に積極的に協力し必要としている方に提供する。

【霧島市内で活動するフードバンク団体】

フードバンクお助けマン霧島
霧島市隼人町内山田 1-3-37
電話 0995-42-3212

国分地域福祉事業所ほのぼの
霧島市国分上小川 657-4
電話 0995-71-0178

【利用にあたっての注意事項】

必要なものを必要なところへ届ける調整時間や食べられるまでの期間を確保するため、賞味期限が約 1 ヶ月前のもの（生鮮食品は除く）に限ります。以下のものが余っていたら、事前に連絡してから持ち込みください。

◆寄付できる食品

缶詰・加工食品、賞味期限が近い防災備蓄品（以上、未開封のもの）
野菜・果物などの生鮮食品、米・パンなどの穀物、冷凍食品

◆寄付できないもの

弁当・調理パン、食べ残した食品、賞味期限切れ・賞味期限未記載の食品

<3> 生ごみの 3 キリ運動の実践

使いきり

①冷蔵庫をチェック

- ・冷蔵庫内を整理整頓する。
- ・買い物に行く前に冷蔵庫をチェックする。

②買いすぎない

- ・献立を考えて、使うものだけを買う。
- ・食材の購入後は、品質をチェックし、正しく保存する。
- ・食材の余りは小分けして、冷蔵、冷凍保存する。

③アレンジして使いきる

- ・余ったおかずもアレンジして使いきる。

食べきり

①おうちでは

- ・家族が食べる分量を把握し、作りすぎないようにする。
- ・食べきれなかったときは、冷蔵・冷凍保存して早めに食べきる。
- ・それでも残った場合は、アレンジして別メニューで食べきる。

②外出時は

- ・食べきれぬ分だけ注文し、残さず食べきる。

水きり

①濡らさない

- ・野菜などの使わない部分は洗う前に切り落とすなど、できるだけ濡らさないようにする。

②水切りをする

- ・三角コーナーや水きりネットを活用する。
- ・生ごみを出す前にひと絞りする。

③乾かす

- ・水分の多い茶殻、コーヒーかす、果物の皮などは一晩おくなどして、極力水分を取り除いてからごみに出す。

<4> 4Rの実践

- (1) 4Rの1つ目！ 発生を回避する（リフューズ） 「ごみを発生させない」
- ・マイバッグを持参して、レジ袋を断る。
 - ・過剰包装を断る。
 - ・ごみとなるものを買わない、もらわない。
 - ・コンビニなどでもらう、箸やおしぼりなど不要な場合は断る。
 - ・街頭で配布しているティッシュ、チラシ、クーポンなど不必要にもらわない。
- (2) 4Rの2つ目！ 発生を抑制する（リデュース） 「ごみを少なくする」
- ・使い捨て容器よりも詰め替え用のものを選ぶ。
 - ・計画的に買い物をし、賞味期限や消費期限切れをなくす。
 - ・計り売りの商品を購入する。
 - ・生ごみの水を切る。
- (3) 4Rの3つ目！ 再使用する（リユース） 「捨てないで、繰り返し使う」
- ・フリーマーケット、リサイクルショップ等を活用する。
 - ・使わなくなったら、必要としている人に譲る。
 - ・チラシ等の裏面をメモ用紙として使用する。
 - ・壊れても簡単に直るものは修理して使う。（リペア）
- (4) 4Rの4つ目！ 再生して利用する（リサイクル） 「資源として再生する」
- ・正しく分別して、資源としてリサイクルする。
 - ・資源物の店頭回収や地域のリサイクル活動などを利用する。
 - ・再生品を使った環境にやさしい製品を選ぶ。

事業者の取組

<1> ごみの減量・リサイクル・省資源対策の推進

- (1) ペーパーレス化
- ・会議等では、タブレットPC、プロジェクタ等を利用し、極力ペーパーレス化に努める。
 - ・データの保存方法を極力紙媒体から電子媒体へ変更する。
 - ・両面コピーや縮小コピーを心がけ、使用済み用紙の裏面も利用するなど、できるだけ有効利用する。
- (2) 事務用品の有効活用
- ・事業所内で連絡文書などを他の部署に渡したりする際に、使用済みの封筒を再利用し、封筒の表面に月日、発信者、受領者などの通信欄を設け、何度も使いまわせるように工夫する。

- ・余った事務用品を従業者から回収し、1ヶ所にまとめておき必要な分だけわたすことで事務用品の適正な管理に努める。
- (3) 再利用容器の使用
- ・詰め替え品やリターナブル（繰り返し使える）容器、通い箱などを使い、余計に発生する容器や梱包材の廃棄を減らす。
- (4) 食品ロス対策等のごみ減量化に向けた運動への協力
- ①30・10運動
- ・店舗でのポスター等の掲示による啓発に努める。
- ②フードバンク
- ・生産、流通、消費などの過程で発生する未利用食品をフードバンク活動団体を通じて、食品を必要としている施設に提供する、フードバンク活動を積極的に活用する。
- ※霧島市内のフードバンク活動団体については、本紙2ページ、市民の取組
- ＜2＞食品ロス対策への取組に記載
- ③その他、食品ロスを減らす取組
- 飲食店、ホテル等の取組**
- ・幹事と食事内容を調整し、食べ残しを極力減らす。（主に飲食店）
 - ・食べ残しが減るような意識啓発の店内表示やお客様への声かけに努める。
 - ・小盛り、一品料理などニーズに合わせたメニューを導入する。
 - ・料理を出すタイミングや客層に応じメニューや量を工夫する。
 - ・食中毒の危険のない料理の持ち帰りを推奨する。（主に飲食店）
 - ・完食が条件のお得なメニューを導入する。
 - ・料理の温め直しに対応する。（主に飲食店）
 - ・これまで捨てられていた端材などをまかないや従業員が持ち帰るなどできるだけ使いきる。
 - ・やむを得ず食品残渣を廃棄する場合は、水切りザルを利用するなどできるだけ減量化に努める。
- 食品販売店等の取組**
- ・「食材使い切りレシピ」や「残りものアレンジレシピ」等を紹介するコーナーの設置や生鮮食品の「食べ頃」表示など、食材をおいしく食べきるための情報提供に努める。
 - ・地産地消コーナーの設置に努める。
 - ・閉店間際の割引販売など廃棄食品を減らすように努める。

＜2＞ 資源物の分別の推進

- ①紙類、その他プラスチック製容器包装の分別
- ・分別回収ボックスを設置し、排出ルールをわかりやすく表示する。
 - ・分別した資源物は、回収業者に依頼しリサイクルに心がける。

②従業員への分別教育

- ・事業所全体でごみの減量・リサイクルの推進体制を作る。
- ・事業所から発生するごみの実態を把握し、減量の計画を作る。
- ・ごみの管理責任者や減量推進リーダーを決める。
- ・全従業員にごみの減量やリサイクルについての研修を行うなど、社内教育を行う。

③収集運搬業者と連携したごみの分別

- ・収集運搬業者と協議し、リサイクルしやすい部品や素材の使用に努める。

<3> 機密文書の資源化の推進

- ・機密文書やシュレッダーにかけた紙類についても安易に焼却処理せず、専門の業者に依頼し、できるだけ資源化を行う。

<4> 業種別の取組

それぞれの事業所で発生するごみについても、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を意識し、業務全体の効率化を図る。

- (1) 4Rの1つ目！ 発生を回避する（リフューズ） 「ごみを発生させない」
 - ・マイバッグの使用を積極的に推奨する。
 - ・過剰包装を極力行わない。
 - ・ティッシュ、チラシ、クーポンなどの配布は、必要最小限にとどめる。
- (2) 4Rの2つ目！ 発生を抑制する（リデュース） 「ごみを少なくする」
 - ・できるだけ詰め替え用の商品の製造や販売に努める。
 - ・できるだけ計り売りによる販売に努める。
 - ・生ごみの水を切る。
 - ・長寿命化製品の開発、生産に努めるとともにその販売に積極的に努める。
 - ・使い捨て容器を使わないように心がける。
 - ・水筒の持参により、缶やペットボトルの使用をできるだけ減らす。
- (3) 4Rの3つ目！ 再使用する（リユース） 「捨てないで、繰り返し使う」
 - ・極秘文書でないミスコピーは裏面の活用に心がける。
 - ・流通用梱包材は、繰り返し使用できるものにするとともにできるだけ繰り返し使用することに努める。
- (4) 4Rの4つ目！ 再生して利用する（リサイクル） 「資源として再生する」
 - ・紙類、食品残渣、廃食用油及び木くずなど資源化可能なものは分別し、資源回収業者に引き取ってもらい、できるだけ再生利用にまわす。
 - ・分別ボックスを設け、分別排出しやすい環境づくりに努める。
 - ・再生品を使った環境にやさしい製品の製造や販売に努めるとともに使用する。

市の取組

<1> ごみの減量化に関する周知・啓発

①ごみの処理に関する情報発信

- ・霧島市「ホームページ」、「フェイスブック」、「広報誌」及び「ごみ分別アプリ」を活用し、ごみの排出方法や取組についてわかりやすい情報発信に努める。
- ・ごみの適正な分別や排出、さらには4Rなどのごみを減らしていく取組についてのよりわかりやすい情報発信に努める。

②市の出前講座の活用

- ・ごみ処理に要する経費やごみ減量の目的やそのメリットなど、市の職員が直接市民にわかりやすく啓発する。

③処理施設の見学会の活用

- ・ごみ処理の工程を市民が直接見学できる見学会にて、実際にごみが処理される状況を見ながらごみ減量化や資源化の必要性についてわかりやすく説明する。

④説明会等の実施

- ・ごみの分別方法や排出方法等の大幅な変更が生じる場合には、市民の理解や協力が必要であることから、公民館単位で住民説明会を実施し、周知を図る。

⑤児童、生徒を対象にした環境教育の実施

- ・子供たちにごみ問題について興味を持ってもらうような子供向けマニュアルを作成し、出前講座や処理施設の見学時に活用する。

<2> ごみの収集計画、方法等の検討

①適正な資源物の収集回数の設定

- ・市民のニーズや費用対効果の検証を行ったうえで、適正な資源物の収集回数を設定する。

②資源物の新たな拠点収集所の設置

- ・市民がいつでも資源物を排出することが可能な拠点となるごみ収集所を試行的に設置する。さらに、その効果について検証を行ったうえで、本拠点収集所の設置を全庁的に行うための効果的な設置場所、設置箇所数、排出方法、運搬方法等について検討する。

③各種団体との連携による資源物収集の検討

- ・家庭から排出される資源物の収集運搬は、市の委託を受けた業者による定期収集のみであるため、霧島市環境保全協会や各種任意団体が主体となり行う集団回収など、市民が資源物を排出する機会が増えるような取組について検討する。

④市指定ごみ袋の単価の見直し

- ・可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の3種類の本市指定ごみ袋について、ごみ減量に資する価格設定の検討を行い、市民がより資源物の分別に取組みやすいように価格の見直しを行う。

⑤高齢世帯等へのごみ出しの支援

- ・今後ますます高齢化が進み、日々のごみ出しが困難な世帯が増加することが予想されることから、先進自治体の事例等についての情報収集や、現在すでに本取組について個別に実施している自治会、霧島市環境保全協会、さらに庁内の関係課と連携し、具体的な支援に向けて協議する。

<3> 分別マニュアルの有効活用

- ・ごみの発生段階での適正な排出を促進するため、市民が手軽にごみの出し方が確認できる冊子を4年に1回程度作成し、全戸に配布する。
- ・分別マニュアルの電子データ版については、「霧島市ホームページ」や「霧島市ごみ分別アプリ」上にて、常に最新の情報を発信する。

<4> ごみ減量化・資源化の調査・研究

①生ごみの資源化の調査・研究

- ・堆肥化施設の設置状況や稼働状況、新たな資源化技術、他自治体における生ごみの資源化についての情報収集に努め、今後の生ごみ資源化の取組に反映させる。

②ビニールやプラスチック等の資源化の調査・研究

- ・その他プラスチック製容器包装以外のプラスチック類についての新たな資源化技術や他自治体における取組について情報収集に努める。

③ごみ減量化・資源化先進事例の調査・研究

- ・新たに資源化可能な品目や民間企業におけるリサイクルの取組について情報収集に努め、今後のごみ減量・資源化施策に反映させる。

<5> 資源化の推進

①古着・古布等の資源化の推進

- ・古着・古布等の資源化による費用対効果やより効果的な収集についての検証を行いながら、引き続き分別収集、資源化を行う。

②剪定枝、木製家具の資源化の推進

- ・剪定枝、木製家具については、民間の木くずの資源化施設を利用した資源化を行うための効果的な収集・運搬方法や費用対効果について検討を行うとともに、当該資源化施設の利用を促進する。

<6> ごみの適正処理と効率化の推進

- ごみの分別や出し方がよりわかりやすいごみ分別カレンダーの作成を行う。
- 本市のごみの性状や分別状況などの実態を把握するための調査を行い、その結果を公表し、市民や事業者へごみの適正排出について啓発を行う。
- ごみの不適正処理や不法投棄を防止するための周知啓発や関係機関と連携しパトロールを強化する。
- 市民が資源物を分別、排出しやすい環境づくりに努める。
紙類：現在、紙ひもで十字にしばって排出することとなっているが、より市民が出しやすい方法を検討する。
びん類：現在 4 種類に分別することとしているが、より分別しやすい区分の設定や、「生きびん」については、よりわかりやすい名称へ変更する。
その他プラ：分別対象物がわかりにくいことから、名称変更や対象物の説明をわかりやすいように改善する。

<7> ごみ処理施設の延命化等への取組

- 処理施設の建設や大規模改修には多額の費用を要することから、ごみの減量化や資源化により焼却ごみの減量化を図ることで、施設への負荷の軽減に努める。
- 処理施設の管理運営については、安定稼働に努めるとともに、処理の効率化や計画的な機器の保全に努めるなど、負荷の軽減や施設の延命化を図る。

<8> 温室効果ガス（CO₂ 等）の排出抑制

- ごみ減量、リサイクルの基本である4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の取組を徹底することで、ごみの処理量を減らし、ごみ焼却施設から発生する温室効果ガスの排出を抑制する。
- ごみ焼却施設の効率的な運用に努めるとともに、省エネ機器や省エネシステムを積極的に導入する。

3 霧島市ごみ減量化・資源化基本方針の具体的取組の活用方法

「霧島市ごみ減量化・資源化基本方針の具体的取組」は、ごみ減量化・資源化目標を達成するための具体的な取組について示したもので、ごみを減らし、環境への負荷の少ない健全な市民生活を発展させるために活用するものです。

今後、「霧島市ごみ減量化・資源化基本方針」や本具体的取組を推進していくとともに、進行状況について、PDCAサイクル[※]等による進行管理を行います。

※ PDCAサイクルとは「Plan（計画）」、「Do（実施）」、「Check（点検・評価）」、「Action（見直し）」のことで、この4段階を一連のサイクルとして実施することで、施策の継続的な改善を図っていくものです。

参考資料

1. 策定の主な経緯

- 平成 28 年 10 月 24 日 第 1 回霧島市ごみ減量化・資源化問題検討委員会開催
(検討委員会の役割、今後のスケジュール他)
- 11 月 7 日 第 2 回霧島市ごみ減量化・資源化問題検討委員会開催
(先進地視察研修)
- 12 月 20 日 第 3 回霧島市ごみ減量化・資源化問題検討委員会開催
(霧島市ごみ減量化・資源化基本方針の協議
基本方針の趣旨、霧島市の現状と課題他)
- 平成 29 年 2 月 6 日 第 4 回霧島市ごみ減量化・資源化問題検討委員会開催
(霧島市ごみ減量化・資源化基本方針の協議
市民の取組、事業者の取組、市の取組)
- 10 月 31 日 第 5 回霧島市ごみ減量化・資源化問題検討委員会開催
(霧島市ごみ減量化・資源化基本方針の具体的取組の協議)
- 12 月 1 日 第 6 回霧島市ごみ減量化・資源化問題検討委員会開催
(霧島市ごみ減量化・資源化基本方針の具体的取組の個別協議
①紙類の資源化、②びん類の資源化、③新たに資源化可能な品目)
- 平成 30 年 1 月 19 日 第 7 回霧島市ごみ減量化・資源化問題検討委員会開催
(霧島市ごみ減量化・資源化基本方針の具体的取組の個別協議
①紙類の資源化、②びん類の資源化、③生ごみの水切り)
- 4 月 17 日 第 8 回霧島市ごみ減量化・資源化問題検討委員会開催
(霧島市ごみ減量化・資源化基本方針の具体的取組の個別協議
①ペットボトルの資源化、②その他プラの資源化他)
- 7 月 24 日 第 9 回霧島市ごみ減量化・資源化問題検討委員会開催
(霧島市ごみ減量化・資源化基本方針の具体的取組の個別協議
①資源物の排出促進につながる施策、②高齢世帯へのごみ出し支
援、③食品ロス削減に向けた取組他)
- 9 月 25 日 第 10 回霧島市ごみ減量化・資源化問題検討委員会開催
(霧島市ごみ減量化・資源化基本方針の具体的取組協議
市民の取組、事業者の取組、市の取組)

2. 霧島市ごみ減量化・資源化問題検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるごみの減量化及び資源化に向けた基本的な方針及びその実施に関し必要な事項等について協議するため、霧島市ごみ減量化・資源化問題検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ごみの減量化及び資源化に向けた基本的な方針に関すること。
- (2) ごみの減量化及び資源化の取り組みに関すること。
- (3) 前各号に定めるもののほか、ごみの減量化及び資源化に関する重要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地区組織の代表
- (2) 環境保全団体
- (3) 各種商工団体
- (4) 農業関係団体
- (5) 宿泊施設関係者
- (6) 中間処理施設事業者
- (7) 事業系収集運搬事業者
- (8) その他市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生活環境部環境衛生課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月2日から施行する。

3. 霧島市ごみ減量化・資源化問題検討委員会 委員名簿

任期：平成28年10月24日から平成30年9月30日まで

	所 属	役 職	氏 名	備考
1	霧島自治公民館連絡協議会	代議員	惣田 征郎	28年度
		理事	川畑 巧	29年度～
2	隼人町地域女性団体連絡協議会	会長	山住 都子	
3	霧島市環境保全協会隼人支部	代議員	西 俊昭	
4	霧島市環境保全協会隼人支部女性部	参与	田之上 恵姫	
5	霧島市生活学校	運営委員長	大原 春江	
6	霧島市商工会女性部	常任理事	有光 京子	
7	霧島商工会議所女性部	代表	赤塚 涼子	
8	あいら農業協同組合	くらし広報 課長	福園 ゆかり	
9	公益社団法人 霧島市観光協会	会長	徳重 克彦	
10	霧島温泉旅館協会	会長	久永 靖	28年度
			蔵前 壮一	29年度
			中尾 哲夫	30年度～
11	国分地区ホテル旅館組合	会長	藤田 直仁	
12	(株)三州衛生公社	取締役	二見 勇二	
13	(株)オフィシャルクリーン	代表取締役	小松 晶人	
14	第一工業大学 自然環境工学科	教授	石本 弘治	